

(厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等の一部改正)

第二十一条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る施設基準等(平成十二年厚生省告示第

三十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 特別診療費における初期入所診療管理の基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 病名、症状、予定される検査の内容及びその日程並びに予定されるリハビリテーションの内容及びその日程その他入所に関する必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。</p> <p>ハ 当該診療計画が入所した日から起算して二週間以内に、入所者に対し文書により交付され説明がなされるものであること。</p> <p>(削る)</p> <p>四〇五の二 (略)</p> <p>六 特定診療費及び特別診療費における薬剤管理指導の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 利用者又は入所者に対し、利用者又は入所者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。</p> <p>七 特定診療費及び特別診療費における理学療法又は作業療法の施設基準</p> <p>イ 理学療法(1)を算定すべき理学療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者又は入所者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 特定診療費における初期入院診療管理の基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 病名、症状、予定される検査の内容及びその日程並びに予定されるリハビリテーションの内容及びその日程その他入院に関する必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。</p> <p>ハ 当該診療計画が入院した日から起算して二週間以内に、患者に対し文書により交付され説明がなされるものであること。</p> <p>三の二 特別診療費における初期入所診療管理の基準</p> <p>第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「入院」とあるのは「入所」と、「患者」とあるのは「入所者」と読み替えるものとする。</p> <p>四〇五の二 (略)</p> <p>六 特定診療費及び特別診療費における薬剤管理指導の施設基準</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 利用者、入院患者又は入所者に対し、利用者、入院患者又は入所者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。</p> <p>七 特定診療費及び特別診療費における理学療法又は作業療法の施設基準</p> <p>イ 理学療法(1)を算定すべき理学療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者、入院患者又は入所者の数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ 作業療法を算定すべき作業療法の施設基準</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 利用者又は入所者の数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>八 特定診療費及び特別診療費における言語聴覚療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>九 特定診療費及び特別診療費における集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十 特定診療費における認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 入所者の数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。</p> <p>十一 特定診療費及び特別診療費における精神科作業療法の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者又は入所者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>(2) 利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>八 特定診療費及び特別診療費における言語聴覚療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>九 特定診療費及び特別診療費における集団コミュニケーション療法を算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者、入院患者又は入所者の数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十 特定診療費及び特別診療費における認知症短期集中リハビリテーションを算定すべき施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 入院患者又は入所者の数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。</p> <p>十一 特定診療費及び特別診療費における精神科作業療法の施設基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 利用者、入院患者又は入所者の数が作業療法士の数に対し適切なものであること。</p> <p>ハ (略)</p>
--	---